

Radiata Increase



FP3級 実技 資産設計提案業務 過去問解説 2021年9月

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆

- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2021年4月1日現在 施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 次の各問について答えを1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】下記の(問1)、(問2)について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランニング業務を行うに当たっては、関連業法を順守することが重要である。ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)の行為に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.税理士資格を有していないFPが、無料相談会において、相談者の持参した資料に基づき、相談者が納付すべき所得税額を計算した。
- 2.投資助言・代理業、投資運用業の登録をしていないFPが、顧客が保有する投資信託の運用報告書に基づき、その記載内容について説明した。
- 3.生命保険募集人、生命保険仲立人の登録をしていないFPが、生命保険契約を検討している顧客のライフプランに基づき、必要保障額を具体的に試算した。

【答え】

1. 不適切

税理士資格を持たないFPは、具体的な税務相談や税務書類の作成を行うてはいけません。また、有償・無償にかかわらず税務相談を行うことができません。ただし、仮の事例や、一般的な税法の解説は行うことができます。

2. 適切

金融商品取引業者として登録を受けていないFPは、投資助言・代理業・投資運用業を行ってはいけません。また、有価証券などのポートフォリオのプランニングすることもできません。投資判断の前提となる基礎資料となる景気動向や企業業績などを知らせるだけでは投資判断の助言とはなりません。

本問の投資信託の運用報告書の記載内容を顧客に説明することは可能です。

3. 適切

生命保険募集人の登録をしていない者は、保険の募集や勧誘をしてはいけません。

ただし、将来の必要保障額の試算や保険の見直しをすることは制限されていません。よって、募集人の登録をしていないFPであっても行うことができます。

したがって正解は、1

問2

下記は、落合家のキャッシュフロー表(一部抜粋)である。このキャッシュフロー表の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる数値として、最も不適切なものはどれか。
 なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

〈落合家のキャッシュフロー表〉(単位:万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2021	2022	2023	2024	2025
家族・ 年齢	落合 耕太郎	本人	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳
	美奈代	妻	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳
	奈々	長女	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳
ライフイベント		変動率		奈々 小学校入学		自動車の 買換え	
収入	給与収入(夫)	2%	592				(ア)
	給与収入(妻)	—	0	50	100	100	100
	収入合計	—	592	654			
支出	基本生活費	2%	242				
	住宅関連費	—	167	167	167	167	167
	教育費	—	50	60	40	40	70
	保険料	—	40	40	40	45	45
	一時的支出	—				300	
	その他支出	—	20	20	20	20	20
	支出合計	—		534			
年間収支				(イ)	197	▲101	
金融資産残高		1%	687	814	(ウ)		

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、2021年を基準年とする。 ※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄にしてある。

- 1.空欄(ア): 641
- 2.空欄(イ): 120
- 3.空欄(ウ): 1,021

【答え】

[複利計算の計算式]

元金 $\times(1+\text{利率})^N$ 乗

1.(ア) 適切

- ・給与収入(夫) 基準年592万円
- ・変動率2%
- ・4年後の給与収入

4年後の給与収入=592万円 $\times(1+2\div 100)^4$ 乗=640.7… $\rightarrow$ 641万円

2.(イ) 適切

年間収支=年間収入合計-年間支出

1年後の年間収支=654万円-534万円=120万円

3.(ウ)不適切

- ・前年の金融資産残高814万円
- ・変動率1%
- ・2年後の年間収支197万円

2年後の金融資産残高=814万円 $\times(1+1\div 100)^2$ 乗+197万円=1019.14 $\rightarrow$
1,019万円

したがって正解は、3

【第2問】下記の(問3)~(問5)について解答しなさい。

問3

下記<資料>に基づくRV株式会社の投資指標に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、購入時の手数料および税金は考慮しないこととし、計算結果については表示単位の小数点以下第3位を四捨五入すること。

<資料：RV株式会社に関するデータ>

株価	2,000円
1株当たり純利益（今期予想）	300円
1株当たり純資産	2,200円
1株当たり年間配当金（今期予想）	30円

1. 株価純資産倍率(PBR)は、1.1倍である。
2. 配当利回りは、1.36%である。
3. 配当性向は、10%である。

【答え】

●株価純資産倍率(PBR)

株価が1株当たりの純資産の何倍になっているかを表した指標

- ・PBRが低い(1倍に近い)ほど割安
- ・PBRが高いほど割高

$$\text{PBR(倍)} = \text{株価} \div \text{1株当たり純資産(BPS)}$$

$$\text{RV 社の PBR} = 2,000 \text{ 円} \div 2,200 \text{ 円} = 0.909 \cdots \rightarrow 0.91 \text{ 倍}$$

●配当利回り

株価に対し、1年間でどれだけの配当を受けることができるかを示した数値

- ・株価に対して何%の配当を出しているかを示す

$$\text{配当利回り} = \text{1株当たり年間配当金} \div \text{株価} \times 100$$

$$\text{RV 社の配当利回り} = 30 \text{ 円} \div 2,000 \text{ 円} \times 100 = 1.50\%$$

●配当性向

会社の純利益に対して、どれくらい株主に配当したのかを示す指標。

- ・純利益に対する配当金の割合

$$\text{配当性向} = \text{1株当たり配当金} \div \text{1株当たり当期純利益} \times 100$$

$$\text{RV 社の配当利回り} = 30 \text{ 円} \div 300 \text{ 円} \times 100 = 10\%$$

したがって正解は、3

問4

下記は、一般的な公募株式投資信託(非上場)と証券取引所に上場しているETF(上場投資信託) およびJ-REIT(上場不動産投資信託)の特徴についてまとめた表である。下表の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる語句に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

	一般的な公募株式投資信託（非上場）	ETF （上場投資信託）	J－REIT （上場不動産投資信託）
取引・購入窓口	各投資信託を取り扱う証券会社や銀行などの販売会社	証券会社等	（ ア ）
取引価格	（ イ ）	市場での取引価格	市場での取引価格
購入時の手数料	投資信託によって、販売会社ごとに異なる手数料率を適用	（ ウ ）	（ ウ ）

- 1.空欄(ア)に入る語句は、「不動産取引業者」である。
- 2.空欄(イ)に入る語句は、「基準価額」である。
- 3.空欄(ウ)に入る語句は、「証券取引所が定めた手数料率を一律に適用」である。

【答え】

1.(ア) 不適切

J-REIT(不動産投資信託)は、上場しているため一般的には、証券会社を通じて取引します。

2.(イ) 適切

非上場の投資信託の取引価格は、約定日の基準価額です。

※基準価額とは、投資信託の値段のことで、一般的には1万口当たりの値段のこと。

3.(ウ) 不適切

ETF(上場投資信託)やJ-REIT(不動産投資信託)を取引する際の手数料、金融機関ごとに異なります。

したがって正解は、2

問5

金投資に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、金の取引は継続的な売買でないものとする。

1. 個人が金地金を売却した場合の所得については、所得税の計算上、雑所得として課税対象となる。
2. 金地金の売買において、海外の金価格(米ドル建て)が一定の場合、円高(米ドル/円相場)は国内金価格の下落要因となる。
3. 金地金は、一般的に国際情勢の変化等に対して強いと考えられている資産である。

【答え】

1.不適切

金地金を売却した時の所得は、原則、譲渡所得として、給与所得など他の所得と合わせて総合課税の対象となります。

2.適切

金は米ドル建てが基準となるため、外貨建ての金融商品と同じく、円高は利回りの下落要因となり、円安は、利回りの上昇要因となります。

3.適切

金投資は、世界情勢の変化に強く、株安や紛争などが起きると安全資産として金を買う人が増えるため、価格が上がる傾向にあります。

したがって正解は、1

【第3問】下記の(問6)、(問7)について解答しなさい。

問6

建物の登記記録に関する下表の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる記録事項の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<建物登記記録の構成>

建物登記記録	表題部	(ア)	
	権利部	甲区	(イ)
		乙区	(ウ)

- 1.(ア)所有権保存登記 (イ)所有権移転登記 (ウ)抵当権設定登記
- 2.(ア)建物の所在や構造 (イ)所有権保存登記 (ウ)所有権移転登記
- 3.(ア)建物の所在や構造 (イ)所有権移転登記 (ウ)抵当権設定登記

【答え】

表題部 表示(物理的状況)に関する事項
・土地に関する登記記録 →所在地、地番、土地の面積、所有者などを記載
・建物に関する登記記録 →家屋番号、床面積、構造、所有者などを記載

権利部 権利に関する事項
甲区:所有権に関する事項 →所有権の保存・移転・仮登記・差押えなどを記載
乙区:所有権以外の権利に関する事項 →抵当権・借地権・賃借権などを記載

- ・建物の所在や構造は、表題部に記載されています。
- ・所有権移転登記は、権利部甲区に記載されています。
- ・抵当権設定登記は、権利部乙区に記載されています。

したがって正解は、3

問7

下記は、宅地建物の売買・交換において、宅地建物取引業者と交わす媒介契約の種類とその概要についてまとめた表である。下表の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる語句または数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、自己発見取引とは、自ら発見した相手方と売買または交換の契約を締結する行為を指すものとする。

	一般媒介契約	専任媒介契約	専属専任媒介契約
複数業者への重複依頼	可	不可	不可
自己発見取引	可	(ア)	不可
依頼者への業務状況報告義務	なし	(イ)に1回以上	1週間に1回以上
指定流通機構への登録義務	なし	媒介契約締結日の翌日から7営業日以内	媒介契約締結日の翌日から(ウ)営業日以内

- 1.(ア)可 (イ)2週間 (ウ)5
- 2.(ア)可 (イ)1ヵ月 (ウ)7
- 3.(ア)不可 (イ)1ヵ月 (ウ)5

【答え】

●媒介契約

不動産業者に仲介を依頼するにあたり、依頼者と不動産業者の間に結ばれる契約のこと。宅地建物取引業者は、媒介契約を結んだ場合、遅滞なく媒介契約を作成して、記名押印して、依頼者にこれを交付しなければならない。

・媒介契約は3種類

		一般媒介契約	専任媒介契約	専属専任媒介契約
依頼主側	複数社と契約			
	自己発見取引		(ア) 	
業者側	依頼者への業務報告義務	なし	(イ)2週間に1回以上	1週間に1回以上
	指定流通機構への登録義務	なし	契約日から7日以内	(ウ)契約日から5日以内
契約の有効期限		規制なし	3ヶ月以内	3ヶ月以内

したがって正解は、1

【第4問】下記の(問8)~(問10)について解答しなさい。

問8 加瀬義明さんが加入している医療保険(下記<資料>参照)の保障内容に関する次の記述の空欄(ア) にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、保険契約は有効に継続しているものとする。また、義明さんはこれまでに<資料>の保険から保険金および給付金を一度も受け取っていないものとする。

<資料>

保険種類 医療保険（無配当）

保険証券記号番号 △△△－××××

保険契約者	加瀬 義明 様	ご印鑑 	◆契約日 2014年3月1日 ◆主契約の保険期間 終身 ◆主契約の保険料払込期間 終身
被保険者	加瀬 義明 様 契約年齢 34歳 男性		
受取人	〔給付金受取人〕被保険者 様 〔死亡保険金受取人〕加瀬 真奈美 様 *保険契約者との続柄：妻		

■ご契約内容

給付金・保険金の内容	給付金額・保険金額	保険期間
入院給付金	日額 5,000円 *病気やケガで2日以上継続入院のとき、入院開始日を含めて1日目から支払います。 *同一事由の1回の入院給付金支払い限度は60日、通算して1,000日となります。	終身
手術給付金	給付金額 入院給付金日額×10・20・40倍 *所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて、手術給付金（入院給付金日額の10倍・20倍・40倍）を支払います。	
死亡・高度障害保険金	保険金 1,000,000円 *死亡または所定の高度障害状態となった場合に支払います。	

■保険料の内容

払込保険料合計	×,×××円/月
払込方法（回数）	年12回
払込期月	：毎月

■その他付加されている特約・特則等

保険料口座振替特約 *以下余白

加瀬義明さんが、2021年中に交通事故で大ケガを負い、給付倍率20倍の手術（1回）を受け、継続して63日間入院した場合に支払われる保険金は、合計（ア）である。

1. 300,000円 2. 400,000円 3. 415,000円

【答え】

●入院給付金

資料により、「同一事由の一回の入院給付金支払い限度は 60 日、通算して 1,000 日となります。」とありますので、63 日間の入院した場合でも 60 日で計算します。

入院給付金=日額 5,000 円×60 日=30 万円

●手術給付金

資料により、「手術給付金の給付金額は、入院給付金日額×10・20・40 倍」
本問の場合は説明文より、給付倍率 20 倍となります。

手術給付金=入院給付金日額 5,000 円×20 倍=10 万円

●給付金額の合計

入院給付金 30 万円+手術給付金 10 万円=40 万円

したがって正解は、2

問9

FPの駒田さんは相談者の香川さんから地震保険に関する質問を受けた。地震保険に関する駒田さんの次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.「地震保険は、住宅総合保険や火災保険などとセットで契約するため、単独での契約はできません。」
- 2.「地震保険の保険料は保険会社ごとに異なるので、数社から見積りを取った方が良いでしょう。」
- 3.「噴火により、居住用の建物が全損となった場合、地震保険の補償の対象となります。」

【答え】

1.適切

地震保険単独では加入できず、火災保険とセットで加入契約します。

2.不適切

地震保険料は所在地(都道府県)と建物の構造(2区分)によって決まります。

ただし、全国一律の「地震保険基準料率」があり、建物の構造、所在地、補償内容が同一ならば、保険会社が違っていても保険料は同一になります。

3. 適切

地震保険は、地震、地震による津波、噴火などによる居住用建物、家財などの火災、損壊、埋没または流失による損害を補償するものです。

したがって正解は、2

問10

損害保険の用語に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.保険金とは、保険事故により損害が生じたとき、保険会社が被保険者または保険金受取人に支払う金銭のことである。
- 2.超過保険とは、保険金額が保険の対象の価額(保険価額)を超えている保険のことである。
- 3.再調達価額とは、保険の対象と同等のものを新たに建築または購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額のことである。

【答え】

1. 適切

損害保険金とは、保険の対象である建物または家財などが損害を受けた場合にその損害に対して支払われる保険金です。

2. 適切

・超過保険とは、保険金額が保険対象(建物・家財など)の**実際の価額を超えていること**を言います。実際の価額を超えた部分については保険金お支払い対象とはなりません。

・一部保険とは、保険金額が保険対象(建物・家財など)の実際の価額に満たないことを言います。保険金の支払額が損害額より少なくなる場合があります。

3. 不適切

再調達価額とは、保険契約の対象と同等のものを新たに新築・購入・取得するのに必要な資金のことを言います。

時価額は、再調達価額から経過年数により消耗分を差し引いた金額となります。

したがって正解は、3

【第5問】下記の(問11)、(問12)について解答しなさい。

問11

会社員の浅見守さんが2021年中に支払った医療費等が下記〈資料〉のとおりである場合、守さんの2021年分の所得税の確定申告における医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、守さんの2021年分の所得は給与所得700万円のみであり、支払った医療費等はすべて守さんおよび生計を一にする妻のために支払ったものである。また、医療費控除の金額が最も大きくなるよう計算することとし、「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」は考慮しないこととする。

〈資料〉

支払年月	医療等を受けた人	内容	支払金額
2021年1月	守さん	人間ドック代(※)	50,000円
2021年2月～3月	守さん	入院費用(※)	220,000円
2021年8月	妻	健康増進のためのビタミン剤の購入代	30,000円
2021年9月	妻	風邪のため市販の風邪薬の購入代	3,000円

(※) 人間ドックの結果、重大な疾病が発見され同年2月より治療のため入院した。この入院により医療保険による給付金を8万円受給している。

1. 93,000円
2. 173,000円
3. 193,000円

【答え】

●医療費控除

納税者本人のまたは生計を一にする配偶者やその他の親族が医療費を支払った場合に適用できます。

本問の守さんは、給与所得700万円となりますので、下記の計算式で求めます。

[計算式]

支出した医療費用-10万円

●本問の場合

・人間ドッグ代

「人間ドッグの結果、重大な疾病が発見され同年2月より治療のため入院した。」とあるので、医療費控除の対象となります。

・入院費用

入院により医療保険から給付金8万円を受給しているため、入院費用22万円から8万円を差し引きます。

・健康増進のためのビタミン剤の購入代は、医療費控除の対象外です。

・風邪薬の購入代は医療費控除対象となります。

●医療費控除額

医療費控除額=(50,000円+140,000円+3,000円)-100,000円=93,000円

したがって正解は、1

問12

下記〈資料〉の3人の会社員のうち、2021年分の所得税において確定申告を行う必要がない者は誰か。なお、〈資料〉に記載のあるデータに基づいて解答することとし、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

〈資料:3人の収入等に関するデータ(2021年12月31日時点)〉

氏名	年齢	給与収入（年収）	勤務先	備考
飯田大介	35歳	500万円	SA食品会社	- 勤務先の給与収入以外に一時所得の金額が10万円ある。 - 勤務先で年末調整を受けている。
山根正樹	40歳	800万円	SB銀行	- 収入は勤務先の給与収入のみである。 - 勤務先で年末調整を受けている。 2021年中に住宅を取得し、同年分から住宅借入金等特別控除の適用を受けたい。
伊丹正志	52歳	2,300万円	SC商事	収入は勤務先の給与収入のみである。

※給与収入（年収）は2021年分の金額である。

- 1.飯田大介
- 2.山根正樹
- 3.伊丹正志

【答え】

1.飯田大介:申告不要

給与所得や退職所得を除いた各種所得の合計が20万円を超える場合は確定申告が必要ですが、飯田さんの給与収入以外10万円となりますので、確定申告は不要となります。

2.山根正樹:申告が必要

住宅ローン控除を受ける場合、給与所得者は1年目分の確定申告が必要です。2年目以降は年末調整で控除できます。

3.伊丹正志:申告が必要

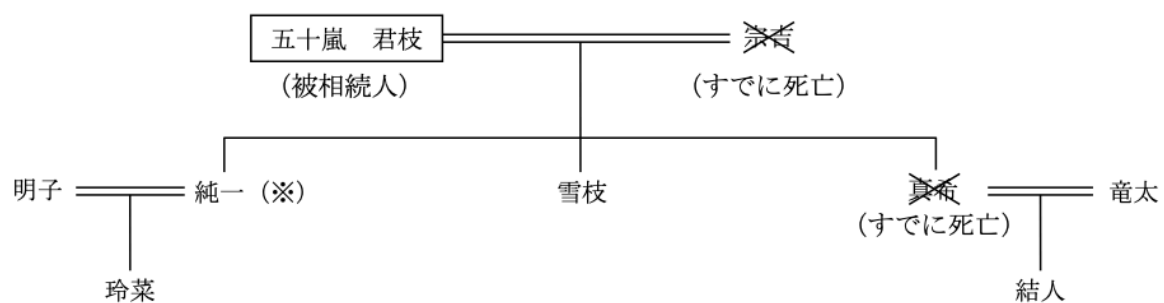
給与収入金額が2,000万円を超える場合は、確定申告が必要です。

【第6問】下記の(問13)～(問15)について解答しなさい。

問13

2021年9月1日に相続が開始された五十嵐君枝さん(被相続人)の<親族関係図>が下記のとおりである場合、民法上の相続人および法定相続分の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

<親族関係図>



※純一さんは期限内に家庭裁判所で手続きを行い、適法に相続を放棄した。

1. 雪枝 1/1
2. 雪枝 1/2 結人 1/2
3. 雪枝 1/3 玲菜 1/3 結人 1/3

【答え】

●法定相続人

配偶者は、常に法定相続人となり、親族は、子・直系尊属・兄弟姉妹の順に、先の順位者がいない場合に、法定相続人となります。

順位	範囲	備考
第1順位	子	養子・嫡出子・非嫡出子・相続開始時の胎児を含む
第2順位	直系尊属 父母・祖父母の順	第1順位の子がいない場合、父母へ、 父母がいない場合は 祖父母へと引き継ぐ
第3順位	兄弟姉妹	第1順位、第2順位がいない場合

●法定相続分

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属 父母・祖父母の順	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹 第1,第2がいない	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

●本問の場合

・法定相続人は、子である「純一さん」「雪枝さん」「真希さんの代襲相続人である結人さん」が法定相続人となりますが、**純一さんは相続を放棄していますので、法定相続人になりません。**

・法定相続分は、雪枝さん、結人さんともに1/2となります。
したがって正解は、2.雪枝 1/2 結人 1/2

問14

村瀬高志さん(30歳)が2021年中に贈与を受けた財産の価額と贈与者は以下のとおりである。高志さんの2021年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、2021年中において、高志さんはこれ以外の財産の贈与を受けておらず、相続時精算課税制度は選択していないものとする。

- ・高志さんの母からの贈与 現金550万円
 - ・高志さんの祖父からの贈与 現金50万円
- ※上記の贈与は、住宅取得等資金や教育資金、結婚・子育てに係る資金の贈与ではない。

〈贈与税の速算表〉

(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合（特例贈与財産、特例税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	400万円 以下	15%	10万円
400万円 超	600万円 以下	20%	30万円
600万円 超	1,000万円 以下	30%	90万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	40%	190万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	45%	265万円
3,000万円 超	4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超		55%	640万円

(ロ) 上記(イ)以外の場合（一般贈与財産、一般税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	300万円 以下	15%	10万円
300万円 超	400万円 以下	20%	25万円
400万円 超	600万円 以下	30%	65万円
600万円 超	1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超		55%	400万円

1. 68万円 2. 82万円 3. 90万円

【答え】

贈与税では、暦年課税選択の場合、特例贈与財産として、20歳以上の受贈者がその直系尊属(父母や祖父母)からの贈与について特例税率の適用を受けられます。

また、相続時精算課税制度を選択した場合の贈与額は特別控除額2,500万円を控除し、その金額を超えた金額には一律20%乗じて計算されます。

この制度を利用したら暦年課税には戻れません。

ただし、この制度以外からの贈与者から贈与を受けた場合は暦年課税が適応されます。

・暦年課税の基礎控除110万円

本問では母と祖父(直系尊属)からの贈与となり、550万円+50万円=600万円です。

暦年課税の基礎控除110万円が控除されますので、490万円となります。

〈贈与税の速算表〉

(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合 特例贈与財産、特例税率)

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	400万円 以下	15%	10万円
400万円 超	600万円 以下	20%	30万円
600万円 超	1,000万円 以下	30%	90万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	40%	190万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	45%	265万円
3,000万円 超	4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超		55%	640万円

490万円×20%-30万円=68万円

したがって正解は、1.68万円

問15

近藤裕太さんは、同居している母の芳子さんについて将来発生するであろう相続に当たって、裕太さんと芳子さんが住む住宅の土地に係る小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用について、FPで税理士でもある木内さんに相談をした。この相談に対する木内さんの回答の空欄(ア)、(イ)にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、芳子さんは当該住宅の土地以外に不動産は所有していないものとする。

〔木内さんの回答〕

「相続開始の直前において、被相続人の居住の用に供されていた宅地等は、所定の要件を満たせば、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができます。その宅地等が特定居住用宅地等に該当する場合、(ア) m²を限度として、相続税評価額を(イ) % 減額できます。」

- 1.(ア)330 (イ)50
- 2.(ア)330 (イ)80
- 3.(ア)400 (イ)80

【答え】

●小規模宅地の相続税の特例

主な財産は自宅や事業用資産ですが、多額の相続税がかかるために、それを回避できるように設けられた特例制度です。贈与にはこの特例はありません。相続や遺贈により取得した被相続人の居住用や事業用の建物に対して、一定の条件で通常の評価額から一定の割合を減額します。

小規模宅地の適用対象宅地や相続税の減額割合、減額対象地積などについて理解しましょう。

【適用対象宅地、面積、減額割合】

区分	要件	面積	割合	備考
特定居住用宅地	被相続人の居住用で、取得者が配偶者の親族	330㎡	80%	特定居住用と特定事業用の併用では730㎡まで適用可
特定事業用宅地	被相続人の事業用で、取得者が一定の親族	400㎡	80%	相続税申告まで事業を引き継ぐ
貸付事業用宅地	不動産貸付用の宅地（賃貸マンション等）	200㎡	50%	相続税申告期限までに譲渡した場合は除く

小規模宅地の特例では、特定居住用宅地の場合、330㎡を上限に80%の減額となります。

したがって正解は、2.(ア)330 (イ)80

【第7問】下記の(問16)～(問20)について解答しなさい。

<設例>

柴田大地さんは株式会社KEに勤める会社員である。大地さんは今後の生活設計について、FPで税理士でもある唐沢さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2021年9月1日現在のものである。

〔家族構成（同居家族）〕

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業
柴田 大地	本人	1968年10月10日	52歳	会社員
智子	妻	1968年 8月18日	53歳	専業主婦
誠	長男	2001年 3月 7日	20歳	大学生

〔保有財産（時価）〕

（単位：万円）

金融資産	
普通預金	600
定期預金	2,000
財形年金貯蓄	300
上場株式	450
生命保険（解約返戻金相当額）	250
不動産（自宅マンション）	3,300

〔負債残高〕

住宅ローン（自宅マンション）：320万円（債務者は大地さん、団体信用生命保険付き）

〔その他〕

上記以外については、各設問において特に指定のない限り一切考慮しないものとする。

1. 3,280(万円)
2. 6,330(万円)
3. 6,580(万円)

問16

FPの唐沢さんは、柴田家のバランスシートを作成した。下表の空欄(ア)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、〈設例〉に記載のあるデータに基づいて解答することとする。

＜柴田家のバランスシート＞

(単位：万円)

[資産]	×××	[負債]	×××
		負債合計	×××
		[純資産]	(ア)
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

1. 3,280(万円)
2. 6,330(万円)
3. 6,580(万円)

【答え】

[資産の部]

普通預金:600 万円

定期預金:2,000 万円

財形年金貯蓄:300 万円

上場株式:450 万円

生命保険:250 万円

不動産(マンション):3,300 万円

→総資産額=6,900 万円

[負債の部]

住宅ローン:320 万円

→総負債額=320 万円

純資産額=6,900 万円-320 万円=6,580 万円

したがって正解は、3

問17

大地さんは、今後10年間で積立貯蓄をして、老後の資金として350万円を準備したいと考えている。積立期間中に年利2.0%で複利運用できるものとした場合、350万円を準備するために必要な 毎年の積立金額として、正しいものはどれか。なお、下記〈資料〉の3つの係数の中から最も適切な係数を選択して計算し、解答に当たっては、千円未満を切り上げること。また、税金や記載のない事項については一切考慮しないこととする。

〈資料:係数早見表(年利2.0%)〉

	現価係数	資本回収係数	減債基金係数
10年	0.82035	0.11133	0.09133

*記載されている数値は正しいものとする。

1. 288,000円
2. 320,000円
3. 390,000円

【答え】

●減債基金係数

一定期間後に一定金額を用意するための毎年積立額を求める

$350 \text{ 万円} \times 0.09133 = 319655 \text{ 円} \rightarrow 320,000 \text{ 円}$ (千円未満切上げ)

したがって正解は、2. 320,000円

※備考

・現価係数

一定利率の複利運用で、一定期間後に将来の目標金額に達するために必要な元本を求める

・資本回収係数

現在の一定額を一定期間で取崩した場合の毎年の取崩し受取額を求める

問18

大地さんは、老後に備え財形年金貯蓄制度を利用している。そこで財形年金貯蓄制度について理解を深めておこうと思い、FPの唐沢さんに質問をした。財形年金貯蓄制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1.貯蓄型の財形年金貯蓄(銀行、証券会社などの財形年金貯蓄)は、財形住宅貯蓄と合わせて元本 550 万円までの利子等が非課税となる。

2.
財形年金貯蓄制度は金融機関を通じて1人2契約まで契約することが可能である。

3.
財形年金貯蓄制度の積立期間は5年以上必要である。

【答え】

財形貯蓄は、給与から天引きで行う貯蓄制度で、「一般財形貯蓄」「財形年金貯蓄」「財形住宅貯蓄」の3つがあります。

1. 適切

「財形年金貯蓄」は「財形住宅貯蓄」と合わせて貯蓄残高 **550 万円**まで利子等非課税の財形貯蓄となります。

2. 不適切

「財形年金貯蓄」「財形住宅貯蓄」は満 55 歳未満の勤労者で **1 人 1 契約**となります。

※「一般財形貯蓄」に年齢制限はありません。

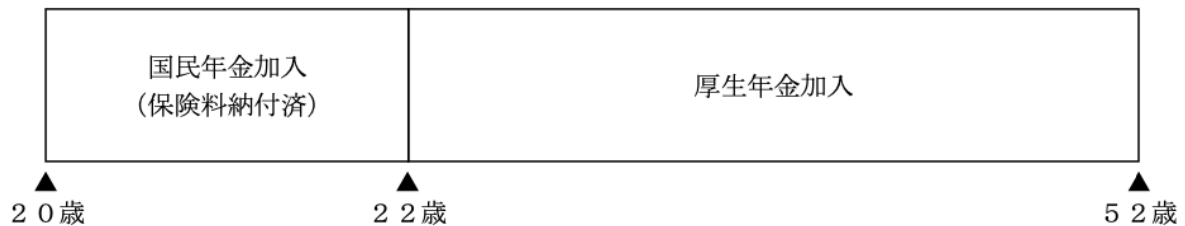
3. 適切

「財形年金貯蓄」「財形住宅貯蓄」は、積立期間が **5 年以上**となります。

したがって正解は、2

問19

大地さんの年金加入歴は下記のとおりである。仮に、大地さんが現時点(52歳)で死亡した場合、大地さんの死亡時点において妻の智子さんに支給される公的年金の遺族給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、大地さんは、入社時(22歳)から死亡時まで厚生年金保険に加入しているものとし、遺族給付における生計維持要件は満たされているものとする。



1. 死亡一時金と遺族厚生年金が支給される。
2. 遺族厚生年金が支給され、中高齢寡婦加算額が加算される。
3. 遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給される。

【答え】

●遺族基礎年金の対象者

死亡した者によって生計を維持されていた、子のある配偶者・子
※子:18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子
20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子・かつ未婚
年収は850万円以下であること。父子家庭にも支給。

[本問の場合]

現時点で大地さんが死亡した場合、智子さんには、18歳未満の子がいないため遺族基礎年金の対象外となります。

●遺族厚生年金の対象者

厚生年金保険の加入者が死亡したときにその死亡者と生計維持関係にある遺族に支給されます。

[本問の場合]

現時点で大地さんが死亡した場合、生計を維持されていた智さんは、遺族厚生年金の対象となります。

●中高齢寡婦加算

下記に該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算が加算されます。

- ・夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がない妻

- ・遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻が、子が18歳到達年度の末日に達した(障害の状態にある場合は20歳に達した)等のため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき、妻が65歳になると支給が打ち切られる。

[本問の場合]

現時点で大地さん(52歳)が死亡した場合、妻 53 歳で、長男が 20 歳なので、遺族基礎年金の加算対象外となりますので、**中高齢寡婦加算の対象**となります。

したがって正解は、2.遺族厚生年金が支給され、中高齢寡婦加算額が加算される。

※備考

死亡一時金は、遺族基礎年金と遺族厚生年金の対象外となった人に支給されますので、遺族厚生年金との併給はできません。

問20

大地さんは、今後高齢の親の介護が必要になった場合を考え、公的介護保険制度について、FPの唐沢さんに質問をした。唐沢さんが行った介護保険に関する次の説明の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる 数値または語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

「介護保険では、(ア)歳以上の者を第1号被保険者、40歳以上(ア)歳未満の者を第2号被保険者としています。第1号被保険者の介護保険料は、公的年金の受給額が年額(イ)万円以上の場合にはその年金から天引きされます。介護保険の給付を受けるためには、(ウ)の認定を受ける必要があり、認定審査の判定結果は、『要介護1~5』『要支援1・2』『非該当』と区分されます。要介護と認定されると居宅サービス、施設サービスのどちらも利用できます。」

1. (ア)60 (イ)12 (ウ)市町村または特別区
2. (ア)65 (イ)12 (ウ)都道府県
3. (ア)65 (イ)18 (ウ)市町村または特別区

【答え】

●公的介護保険

公的介護保険とは、介護が必要になったときに、介護サービスを受けられる
社会保険制度のことです。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	(ア) 65歳以上	(ア) 40歳以上～65歳未満
保険料	市区町村が所得に応じる	・健康保険 協会けんぽの介護保険料は 1.57%で全国一律(平成30 年3月分から) ・国民健康保険の場合 前年の所得に応じる。
受給者	要介護・要支援者	特定疾病により、要介護・要 支援になった人
利用者 自己負担	年金収入280万円未満 1割負担 年金収入280万円以上 2割負担 年金収入等340万円以上 3割負担※平成30年8月～ (支給限度額を超えた部分 は全額自己負担) 食費・住居費は全額自己 負担 ケアプラン作成費は負担なし	原則1割負担 (支給限度額を超えた部分 は全額自己負担) 食費・住居費は全額自己負 担 ケアプラン作成費は負担なし

介護保険料率については毎年度見直しを行うこととなっています。

(ア) 第1号被保険者65歳以上 第2号被保険者40歳以上～65歳未満

(イ) 第1号被保険者の介護保険料は、公的年金の受給額が年額 18 万円以上の場合には、その年金から天引きされます。

(ウ) 介護保険の給付を受けるためには、市区町村または特別区の認定が必要となります。

したがって正解は、3.(ア)65 (イ)18 (ウ)市町村または特別区

—終—